

(趣旨)

第1条 本市における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために開催する、郡山市子ども読書活動推進委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次の事項について意見交換を行う。

- (1) 郡山市子ども読書活動推進計画の策定に関すること。
- (2) その他子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(委員会の構成)

第3条 委員会の委員は11人以内とし、次に掲げる者のうちから郡山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会教育及び学校教育の関係者
- (3) 公募による委員

2 委員への依頼期間は依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。

3 委員会には座長を置き、委員の中から互選により選出する。

(会議)

第4条 委員会の会議は教育長が招集する。

2 会議は、座長が進行する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者が会議を進行する。

4 座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、中央図書館内に置く。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。